

平成22年2月22日

熊本市行政区画等審議会
会長 桑 原 隆 広 様

熊本市行政区画等審議会委員
城南町議会議長 戸 内 敏
城南町嘱託員会会長 大澤一史

区割りに対する意見及び代替案について(提案)

先般、第5回の審議会において5区案、6区案それぞれたたき台として提示がなされたことを受けて、全地域の住民を対象とした説明会を開催されるとともに、アンケートやパブリックコメントを実施し、これらの結果については既に報道等で公表されているところです。

また、城南町としましても、実際に各地域において市民の方々が今回の区割り案に対してどの様に思っておられるのかを確認するため、ほとんどの説明会を傍聴させていただいたところです。

桑原会長もいくつかの会場にお見えになっておりましたが、説明会では色々な意見や提案があるとともに、中には苦情のような発言もあり、事務局は当審議会に必ず伝えるとのことで対応しておられました。

そのような中で、改めて強く感じましたのは、この区割りをを行う上で最も配慮されるべきは、そこに暮らす市民の思いをどの様に受け止め、いかに可能な限り反映させ、市民生活における暮らしやすさの維持確保と行政サービスの向上を図るかだと言う事です。

我々審議会では、事務的に検討基準を定め審議を行い、たたき台としての2案を提案したところですが、説明会での市民の方々の意見を拝聴しますと、地域で暮らす上での習慣であったり、つながりであったりと長い歴史の中で培われたものに対する市民の強い思いが切実に伝わってきました。

また、これまで各校区自治会や各種団体さらには政党などから様々な要望や意見が出されるとともに、5区案、6区案にこだわらず3区、4区案といった提案もなされています。

このような事から、当審議会において審議するにあたり、まずは市民のみなさんの思いを我々全委員が十分に理解、把握した上で、4つの基準にとらわれることなく市民目線で区割り案の再考を行う必要があるのではないかと思います。

政令市になる過程において、少なくとも現市民に不満や不快感を生じさせることがないように配慮するのはもちろんのこと、政令市になって良かったと思えるような行政サービスを提供できるよう慎重に検討しなければならないと思います。

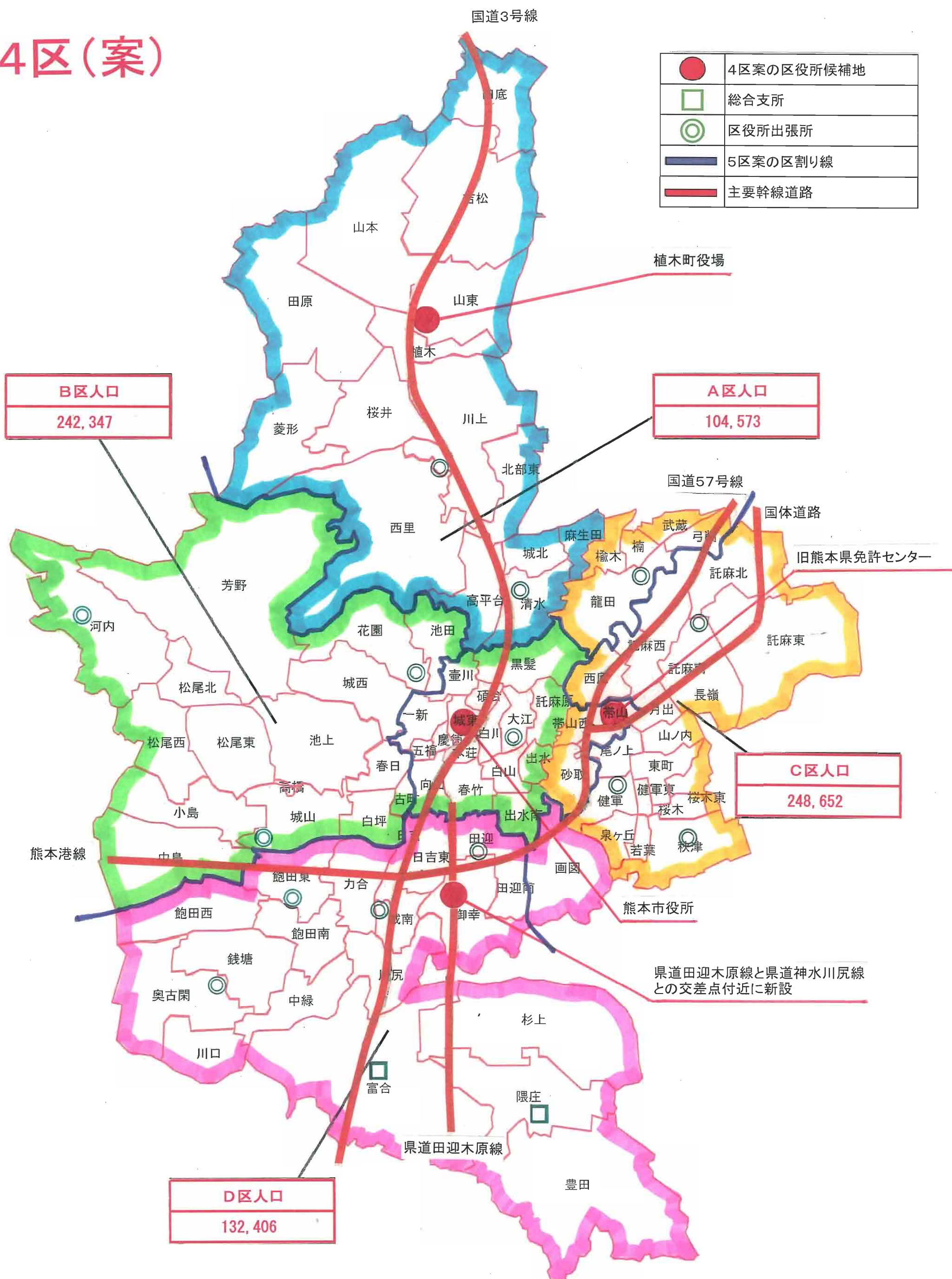
しかし、一方で政令市移行は平成24年4月と決定している事から時間的な余裕がないことは事実であります。

そこで城南町としましては、以上のようなことを踏まえて検討した代替案を作成しましたので、たたき台として検討いただければと思います提案するものであります。

なお、この代替案については4つの基準を考慮しながらも、あくまで市民の意見・要望を極力反映させるとともに、コミュニティ圏(公民館管轄)の現状維持と区役所利用に際する交通アクセス等の利便性を最優先したものであります。

詳細については、別添資料を参照いただきたいと思います。

4区(案)



行政区画割 校区・要望一覧

	A 区	意見・要望等	
	校区名	要望書	説明会
1	植 木		・5区案賛成 ・植木町と旧北部町を一つの区にすると いう案はなかったか ・5区案の場合、花園・池田校区をA区 に。春日・古町・白坪・西原をC区に。
2	桜 井		
3	菱 形		
4	田 原		
5	山 東		
6	山 本		
7	吉 松		
8	田 底		
9	川 上		・北部総合支所を区役所に。 ・5区案には反対、6区案に。 ・植木と城南と今までの市域をそれぞれ ひとつとする3区案にしたらどうか。 ・植木町の区役所を白紙に。植木町が自 主的に区役所を辞退することは可能。 ・武蔵ヶ丘や弓削から植木までどうやって 行くのか。区バスを走らせるとのことだ が、1日何本どういったコースで走らせる のか。市民を辺鄙なところに行かせること になるのではないか。 ・全員が満足できる案はないと思うが、最 初から区役所を植木にしているのが問 題。植木は自主的に辞退すべきである。 ・植木が合併したからこそ、この説明会も 開催されたのである。知事も立会い、市議 会も町議会も合意したことであるから、植 木に区役所を設置することは動かせない だろう。そうした説明をもっと早くからし ておけば、スムーズに行ったのではないか。
10	西 里	・旧北部町・高平・城北・榆木・麻生田・ 楠・武蔵・龍田等の北の区割りの区役所 の位置を考慮してほしい。	
11	北部東		
12	高平台		・是非6区案で清水市民センターで区役 所を。 ・5区案に反対。 ・植木は植木で。 ・6区案で川上、西里をA区に。黒髪をB 区に。春日・古町辺りをD区に入れたら良 いのでは。 ・植木、城南も含めて熊本市全体を1つの 区にすればいい。 ・3区案、4区案を提示してほしい。 ・3区案が良いのでは。 ・旧市内は1区で良い。
13	城 北		
14	清 水	・区役所を清水地域内に設置すること。清 水地域内に設置不可能な場合は、清水 校区を中央区に編入すること。	
15	麻生田	・清水地域が所在する区は清水地域を中 心とした区割りとする。	

行政区画割 校区・要望一覧

	B 区		意見・要望等
	校区名	要望書	説明会
1	黒 髪		・3区案、4区案を検討して提示してほしい。 ・熊本市を一つ、植木一つ、城南と富合を一つの3区案。 ・熊本市を真ん中で東西に分け二つ、植木一つ、城南と富合を一つの4区案。 ・熊本市、植木、富合、城南のそれぞれで4区案。 ・城南、植木は町の特色があり、それを勘案してほしい。
2	壺 川		
3	碩 台		
4	一 新		
5	城 東		
6	慶 徳		
7	五 福		
8	白 坪		
9	古 町		
10	春 日		
11	向 山		・区の数3区か4区と少なくし、必要であれば後から増やせば良い。 ・2区、3区では区役所が遠くなり不便。 ・5区案のA区から龍田、麻生田、榆木、楠、武蔵、弓削校区を除き区役所は植木町役場。B区とC区を統合し、帯山西、帯山校区を除き区役所は市役所本庁舎。D区に龍田、麻生田、榆木、楠、武蔵、弓削、帯山西、帯山を入れ、区役所は託麻市民センターを増築する。E区は現状維持とする4区案を提案。 ・5区案で植木が区役所となると、城北、龍田は非常に遠いが、龍田市民センターを出張所とすれば行政上もめのないのではないか。全体で便利が良いような区割りをする。
12	春 竹		
13	白 山		
14	出水南		
15	出 水		
16	本 荘		
17	白 川		
18	大 江		
19	託麻原		
20	芳 野		・6区案になれば出張所機能が低下し、不便になるのではないかな。
21	河 内		
22	松尾北		・6区案は効率が悪いので、5区案の方が良い。 ・警察署、土木センター、消防署は現在各3箇所、これに合わせた方が市民は便利で効率的である。 ・市域の平均的な発展、まちづくりからすると5区案でやむを得ない。 ・飽田、天明地区をB区にしてほしい。
23	松尾西		
24	松尾東		
25	小 島		
26	中 島		
27	城 山		
28	高 橋		
29	池 上		
30	城 西	・花園まちづくり交流室管内の花園、城西、池田校区は、隣接する一新、壺川、城東校区等と同一の区にして編成してほしい。	・5区案では一新校区と古町・春日校区が分断されてしまう。 ・目の前に市役所があるのに西部市民センターへ行くのは不便。 ・植木と富合、城南の区を設け、熊本市は1つの区とする3区案。 ・植木と富合、城南の区を設け、熊本市を白川で分断する4区案。 ・池田、城西、花園校区を中央の区に入れてほしい。 ・花園、城西校区からの要望は、5区、6区どちらの案でも配慮されていない。 ・池田校区が人口合わせのため移動させられている。 ・5区案では京陵中の校区が分断される。 ・新幹線全線開通もあり、春日(熊本駅有り)、古町、池田を中央の区とし、人口の多い帯山、砂取、帯山西は東部の区へ。
31	花 園	・現市役所庁舎が最も交通アクセスが良好で利便性が高い。 ・城西校区と一新校区は同じ中学校区である。	
32	池 田		

行政区画割 校区・要望一覧

	C 区		意見・要望等
	校区名	要望書	説明会
1	託麻北	・西原校区はこれまで東部地域に区分されてきたが、地理・交通・生活等の観点からも熊本市中心部との結びつきが強いいため、西原原校区を熊本市中心部に加えることを要望する。	・東部を2つに分けたらどうか。(旧託麻村(龍田含む)に帯山を取り込んで免許センターを区役所。残りの区域で税務大学校跡地に区役所を) ・帯山地区を東部に入れ免許センター跡地に区役所を。区役所位置はできるだけ中央に置くよう検討してほしい。 ・3区案、4区案を知りたい。 ・西原を5区案のC区に編成してほしい。 ・6区になると非常に困る。5区案に賛成する。 ・託麻市民センターはなくなるのか。税務大学校までは遠く、車がない方には不便である。
2	託麻東		
3	託麻西		
4	託麻南		
5	西 原		
6	長 嶺		
7	月 出	・東部地区の区役所位置は、もう少し北の方が良い。 ・市営バスの小峯営業所を東部地区の区役所位置として検討してほしい。 ・5区案のD区とE区を1つとする4区案もありでは。 ・3区案はないのか。 ・帯山校区を東部地区に入れて、免許センターを区役所にしてほしい。	・東部地区の区役所位置は、もう少し北の方が良い。 ・市営バスの小峯営業所を東部地区の区役所位置として検討してほしい。 ・5区案のD区とE区を1つとする4区案もありでは。 ・3区案はないのか。 ・帯山校区を東部地区に入れて、免許センターを区役所にしてほしい。
8	山ノ内		
9	尾ノ上		
10	東 町		
11	健軍東		
12	健 軍		
13	泉ヶ丘		
14	砂 取		
15	帯山西		
16	帯 山		
17	桜木東	・植木と富合は別にし、熊本市は今までどおりが良い。 ・なぜ東部まちづくり交流室管轄(砂取・帯山・帯西)を分断する線引きをするのか。 ・植木は植木町役場、熊本市は熊本市役所、富合・城南は1つ又は2つで良い。	・植木と富合は別にし、熊本市は今までどおりが良い。 ・なぜ東部まちづくり交流室管轄(砂取・帯山・帯西)を分断する線引きをするのか。 ・植木は植木町役場、熊本市は熊本市役所、富合・城南は1つ又は2つで良い。
18	桜 木		
19	若 葉		
20	秋 津		
21	龍 田	・6区案を支持する ・現在の市民センターの事務分掌を残してほしい。 ・龍田校区を含めた龍田地域5校区、楠・武蔵・弓削・楡木は、年間合同行事(地域市民の集いと、宮本武蔵顕彰祭)を催事しているので分割しないようにお願いする。	・6区案を支持する。 ・5区案も6区案も相当無理をしている。5区案反対。 ・植木と北部を1つ、清水と龍田を1つにする案はないのか。 ・5区案なら人口の多い方に区役所を持つてくるのが妥当。 ・この地域が植木区役所になるのは反対。税務大学校跡地までの距離をはるかに越える距離になる。この地域に最も適した場所を区役所としてほしい。 ・後から熊本市に入ってくる植木のようなところに区役所を置くべきではない。 ・龍田等から植木町役場までは遠いので、清水あたりに区役所を設置してはどうか。 ・武蔵ヶ丘と植木町は生活圏がぜんぜん違うので、同じ区になるのはおかしい。 ・清水、龍田を東区に入れ、5区案の一部修正で進めてほしい。
22	楡 木		
23	楠		
24	武 蔵		
25	弓 削		

行政区画割 校区・要望一覧

	D 区		意見・要望等
	校区名	要望書	説明会
1	田 迎	・5区案に賛成であるが、区役所の位置については、幸田市民センターあるいは県道田迎木原線沿いに要望する。	・3区案、4区案も出すべき。 ・5区案と6区案では5区案。人口多い幸田市民センターを区役所、富合総合支所を出張所に。 ・5区案で飽田南、飽田東、飽田西はB区に。 ・5区案であれば御幸、田迎、田迎南は中央の区に入れてほしい。
2	田迎南		
3	御 幸		
4	画 図		
5	日 吉		・5区案に賛成だが、区役所の位置は川尻周辺に。 ・3区、4区の案を入れて、再度意見聴取を。
6	日吉東		
7	城 南		
8	力 合		
9	川 尻		
10	飽田東		・南部の区役所は川尻に。 ・5区案の方が良い。 ・北は旧北部町、南は川尻に区役所を。 ・4区とし、それぞれの中心に区役所を。 ・5区案であれば飽田地区をB区に移してほしい。
11	飽田西		
12	飽田南		
13	銭 塘		・審議会が決めた基準からすれば6区案は出てこず、5区案しか出てこないはずである。常識ある審議会委員の判断で決定してほしい。広く意見を聞いても色々出てきて、我田引水になるだけである。 ・審議会委員に住民の意見を直接聞いてほしい。 ・飽託4町で人口が増えたのは北部だけ。5区案を支持する。
14	奥古閑		
15	川 口		
16	中 緑		
17	富 合	・城南町と同じ区になることは反対するものではないが、2町だけの区割りとなると合併前に後戻りするため納得できない。また、昔から隣接している川尻や天明などとの交流も深いことから、2町による小さな区割りではなく、基準となる人口規模である10万から15万の区割りに沿って、隣接する旧熊本市を含めた広い地域による区割りを要望する。	・5区案又は、5区案修正で。 ・5区案を支持。 ・区間で人口格差が大きいのはおかしい。 ・区割りの基準からすれば、なぜ6区案が出てきたのか理解できない。 ・熊本市民の1人として、隣同士でけしからんと言いやわないようにしなければならない。これからもお付き合いできるようにしていくべき。
18	杉 上	・旧富合町と本町とは隣接しており、古くから一体性があること、あるいは、合併前の市域と緑川で隔てるといった地理的特性があることから旧富合町と城南町で1つの区割りとし、区役所の位置は城南町役場とする要望。	・6区案に賛成 ・5区案の場合、飽田・天明地区をB区に。市内に近い御幸、日吉はC区が良い。 ・5区案の区役所の位置を御幸地区あたりに新設。 ・城南町と旧富合町の間にはバス路線が1日数本しかなく不便である。 ・隈庄地区はかつては下益城の中心地であった。そうした隈庄地区にもう一度活気を取り戻すためにも、城南町に区役所を設置してほしい。 ・交通の便をよく考えてほしい。5区案だと清水・龍田の人たちはどうするのか。 ・植木町と城南町の合併は政令市移行の要件を満たす大きな要因となった。
19	隈 庄		
20	豊 田		

行政区画 **4区(案)** 概要 （5区素案を基に作成）

区	人 口	校区数	修正内容並びに既定事項及び要望事項、課題・問題点
A	104, 573 A (145, 656)	15 (20)	★たたき台素案の修正あり。 【既定事項】 ① 合併協議にて植木町役場を区役所とすることが決定している。ただし、区画の範囲は未決定であった。 【要望事項】 ① 植木町は、旧町域を単独とした区域の設定は望んでいない。 ② 旧北部町の川上、西里、北部東校区から植木町役場を区役所とした区割の中には入りたくない旨の要望あり。 ③ 清水校区は、清水地域に区役所の設置を望んでおり、設置不可能な場合は、中央区への編入要望あり。 【課題・問題点】 ① 植木町役場を区役所とした場合に、旧北部町域の市民の理解は得難く、5区素案のA区を分割（植木町単独区）するか、区役所を区域のほぼ中央である北部総合支所に置くことも検討しなければならないのではないか。
B	242, 347 B (97, 212) C (177, 792)	32 (16) (19)	★たたき台素案の修正あり。 【修正内容】 ① 5区素案のB・C区を基本一つにすることで、B区に入っていた城西、花園、池田校区が要望どおり市役所を区役所とした区に入ることになる。 ② 5区素案のB・C区を基本一つにすることで、B区に入っている白坪、古町、春日校区が同一公民館管轄区域である一新、五福、慶徳と同様に市役所を区役所とした区に入ることになる。 ③ 公民館管轄区域を分断しないように、帯山、帯山西、砂取校区を4区案ではC区に入れる。 【要望事項】 ① 城西、花園、池田校区を5区素案のC区である一新、壺川、城東校区と同一区内にするよう要望あり。 【メリット】 ① 西部市民センターの改修工事が不要になる。 【課題・問題点】 ① 人口規模が242, 347人となりやや大規模な区となる。 ② 仮に要望を無視するとなれば、それぞれの地区の住民の理解は得難いと思われる。
C	248, 652 D (185, 959)	25 (18)	★たたき台素案の修正あり。 【修正内容】 ① 公民館管轄区域を分断しないように、帯山、帯山西、砂取校区を4区案ではC区に入れる。

			② 5区素案のA区である龍田、榆木、楠、武蔵、弓削校区を4区案ではC区に入れる。 ③ 区役所の位置を素案の税務大学研修所から、人口増加地域である託麻4校区と西原、長嶺校区及び修正により加えた帯山校区の市民の利便性(良好な交通アクセス)に配慮するとともに、区のほぼ中央となる免許センター跡地に修正する。 ④ 5区素案のD区の中で江津湖により地理的に分断される画図校区をD区に入れ、公民館管轄区域の分断を避ける。 【要望事項】 ① 西原校区は、中央の区にするよう要望あり。 【メリット】 ① 市役所の位置を税務大学研修所ではなく区のほぼ中心となる免許センター跡地にすることで、託麻4校区と西原、長嶺校区市民の利便性(良好な交通アクセス)がよくなる。 ② 帯山、帯山西、砂取校区において公民館管轄区域が分断されなくなる。 【課題・問題点】 ① 人口規模が248,652人となり大規模な区となる。 ② 免許センター跡地(13,640 m²)に区役所を新設するとなると、5区素案の税務大学研修所(8,398 m²)より用地取得面積が広くなり、取得経費が増加する。 ③ 区役所を税務大学研修所にした場合、人口の最も多い地域である託麻、長嶺、西原、帯山校区の市民の理解は得られないのではないか。
D	132,406 E (121,359)	20 (19)	★たたき台素案の修正あり。 【修正内容】 ① 区役所の位置を素案の富合総合支所から、区域人口の多くを占める田迎、御幸、日吉、力合校区の旧市民の生活圏域、交通移動範囲を考慮し、利便性(良好な交通アクセス)の高い県道田迎木原線と神水川尻線の交差点付近(御幸西2丁目)に新設する。 ② 5区素案のD区の中で江津湖より地理的に分断される画図校区をD区に入れ、公民館管轄区域の分断を避ける。 【要望事項】 ① 田迎・田迎南・御幸校区は、幸田市民センターあるいは県道田迎木原線沿いに区役所の設置を望んでいる。 ② 5区素案のE区画の場合、区役所位置を素案(富合総合支所)以外の候補地で見ると、まず南部市民センターがあるが、同センターは国道3号線沿いではなく、市道により進入することとなり、国道からの進入口が分かりにくく、幅員も狭いので市民の利便性において問題がある。また、もう一つの候補地である城南総合支所も区域の中央ではないため、富合総

			合支所同様に旧市民（田迎、日吉、御幸、力合等）の利用に際し、生活圏や移動圏域を含め交通アクセスも不便であり支障があるので、最適な場所に区役所の新設を望む。 ③ 新設により区役所位置を修正することとともない、当該県道沿線の開発が可能となるように配慮（農振除外、調整区域緩和措置等）し、市域南部である4区案D区の発展を促進すること。 【メリット】 ① 県道田迎木原線と神水川尻線の交差点付近（御幸西2丁目）に区役所を新設することは、旧市民の生活圏域、交通移動圏域を考慮したものであり、より利便性（良好な交通アクセス）の高い位置への設置となる。 ② 県道田迎木原線と神水川尻線の交差点付近（御幸西2丁目）に区役所を新設することにより、将来的には近隣の南部・幸田市民センターを廃止し、その分の職員を区役所及び他の出張所へ配置することができるようになるため、市民サービスの向上を図ることができるようになる。 【課題・問題点】 ① 区役所を新設するため、多額の経費を要することとなる。 ② 5区素案の区役所位置（富合総合支所）では、A区画の旧北部町域から要望が出されたように、旧市民（田迎、日吉、御幸、力合等）の理解は得難い。
--	--	--	--

共通する課題等

項 目	課 題 内 容 及 び 検 討 事 項
区役所新設にともなう財政負担	○区役所の設置費 C区 新設 …… 28.02 億円 （用地購入費 $13,640 \text{ m}^2 \times 72 \text{ 千円} \div 0.8 = 12.27 \text{ 億円}$） （区役所新設 $4,500 \text{ m}^2 \times 35 \text{ 万円} = 15.75 \text{ 億円}$） D区 新設 …… 21.15 億円 （用地購入費 $6,000 \text{ m}^2 \times 72 \text{ 千円} \div 0.8 = 5.4 \text{ 億円}$） （区役所新設 $4,500 \text{ m}^2 \times 35 \text{ 万円} = 15.75 \text{ 億円}$） 合計： 49.17 億円 ○財源 合併推進債の活用、交付税措置、政令市移行による新たな財源により2つの区役所の新設が可能となる。 ※別紙「5区素案と4区案（城南町提案）の比較考察」参照

行政区画割 5区(案) 校区・人口一覽

	A 区		B 区		C 区		D 区		E 区	
	校区名	人口(人)	校区名	人口(人)	校区名	人口(人)	校区名	人口(人)	校区名	人口(人)
1	植 木	30,772	芳 野	2,282	黒 髪	16,888	託麻北	8,581	田 迎	11,563
2	桜 井		河 内	4,979	壺 川	8,498	託麻東	12,413	田迎南	6,640
3	菱 形		松尾北	250	碩 台	6,635	託麻西	17,900	日 吉	6,710
4	田 原		松尾西	1,233	一 新	9,649	託麻南	13,420	日吉東	6,787
5	山 東		松尾東	2,409	城 東	2,179	西 原	14,325	御 幸	10,959
6	山 本		小 島	3,337	慶 徳	2,676	月 出	8,315	城 南	6,415
7	吉 松		中 島	3,958	五 福	2,976	長 嶺	11,898	力 合	15,409
8	田 底		城 山	10,246	向 山	9,382	山ノ内	9,154	川 尻	8,673
9	川 上	10,153	高 橋	508	春 竹	14,596	尾ノ上	13,239	飽田東	6,660
10	西 里	7,472	白 坪	11,691	白 山	11,029	東 町	8,587	飽田西	2,554
11	北部東	9,173	古 町	3,135	出水南	12,667	桜木東	5,823	飽田南	2,125
12	高平台	14,742	春 日	6,663	出 水	8,518	桜 木	7,975	錢 塘	2,318
13	城 北	10,552	池 上	6,388	本 荘	3,442	健軍東	5,516	奥古閑	3,615
14	清 水	12,466	城 西	13,290	白 川	7,599	健 軍	12,746	川 口	2,254
15	麻生田	9,243	花 園	12,073	大 江	9,596	泉ヶ丘	7,088	中 緑	1,074
16	榆 木	7,220	池 田	14,770	砂 取	9,552	若 葉	5,374	富 合	7,962
17	龍 田	15,157			託麻原	18,805	秋 津	12,558	杉 上	19,641
18	楠	7,202			帯山西	8,083	画 図	11,047	隈 庄	
19	武 蔵	6,356			帯 山	15,022			豊 田	
20	弓 削	5,148								
	計	145,656	計	97,212	計	177,792	計	185,959	計	121,359
合 計		727,978								

行政区画割 4区(案) 校区・人口一覽

	A 区		B 区		C 区		D 区	
	校区名	人口(人)	校区名	人口(人)	校区名	人口(人)	校区名	人口(人)
1	植 木	30,772	芳 野	2,282	託麻北	8,581	田 迎	11,563
2	桜 井		河 内	4,979	託麻東	12,413	田迎南	6,640
3	菱 形		松尾北	250	託麻西	17,900	日 吉	6,710
4	田 原		松尾西	1,233	託麻南	13,420	日吉東	6,787
5	山 東		松尾東	2,409	西 原	14,325	御 幸	10,959
6	山 本		小 島	3,337	月 出	8,315	城 南	6,415
7	吉 松		中 島	3,958	長 嶺	11,898	力 合	15,409
8	田 底		城 山	10,246	山ノ内	9,154	川 尻	8,673
9	川 上	10,153	高 橋	508	尾ノ上	13,239	飽田東	6,660
10	西 里	7,472	白 坪	11,691	東 町	8,587	飽田西	2,554
11	北部東	9,173	古 町	3,135	桜木東	5,823	飽田南	2,125
12	高平台	14,742	春 日	6,663	桜 木	7,975	錢 塘	2,318
13	城 北	10,552	池 上	6,388	健軍東	5,516	奥古閑	3,615
14	清 水	12,466	城 西	13,290	健 軍	12,746	川 口	2,254
15	麻生田	9,243	花 園	12,073	泉ヶ丘	7,088	中 緑	1,074
16			池 田	14,770	若 葉	5,374	富 合	7,962
17			黒 髪	16,888	秋 津	12,558	画 図	11,047
18			壺 川	8,498	龍 田	15,157	杉 上	19,641
19			碩 台	6,635	榆 木	7,220	隈 庄	
20			一 新	9,649	楠	7,202	豊 田	
21			城 東	2,179	武 蔵	6,356		
22			慶 徳	2,676	弓 削	5,148		
23			五 福	2,976	砂 取	9,552		
24			向 山	9,382	帯山西	8,083		
25			春 竹	14,596	帯 山	15,022		
26			白 山	11,029				
27			出水南	12,667				
28			出 水	8,518				
29			本 荘	3,442				
30			白 川	7,599				
31			大 江	9,596				
32			託麻原	18,805				
33								
	計	104,573	計	242,347	計	248,652	計	132,406
合 計		727,978						

5区素案と4区案(城南町提案)の比較考察

5 区（現在の素案）							4 区（城南町提案分）									
区	区役所位置及び新設、増設区分と所要経費						区	区役所位置及び新設、増設区分と所要経費						比較（円） 《b-a》	メリット	デメリット
	区役所位置	設置	区分	面積（㎡）	単価（円）	所要額（円） 《a》		区役所位置	設置	区分	面積（㎡）	単価（円）	所要額（円） 《b》			
A 区	現植木町役場	なし				0	A 区	現植木町役場	なし				0	0	・既存施設が活用できるため、区役所の新増設費用が不要である。	・区役所位置に対する区域内市民の理解が得られていない。 ・区役所までの利用者の交通アクセス手段の確保が必要となり、その分の財政負担が生じる。
B 区	西部市民センター	増設	建物	4,000	350,000	1,400,000,000	B 区	熊本市役所	なし				0	▲ 1,400,000,000	・これまでどおり市役所本庁を区役所とするため、区役所の新増設費用が不要である。 ・各校区からの要望に対し一定の配慮がなされている。	・現行と変わる点はないのでデメリットなし。
C 区	熊本市役所	なし				0										
D 区	税務大学研修所跡地	新設	用地	8,398	72,000	755,820,000	C 区	旧免許センター跡地	新設	用地	13,640	72,000	1,227,600,000	471,780,000	・各校区からの要望に対し一定の配慮がなされている。 ・現在の公民館管轄区域を分断しないようにしてあり、コミュニティ圏の維持ができている。 ・区役所の位置が東バイパスや国道道路を利用できる等、道路交通アクセスが良好であるとともに、龍田校区等からも利用が可能である。	・区役所予定地の免許センター跡地の敷地面積が広いので用地取得費用が嵩む。
			建物	4,500	350,000	1,575,000,000				建物	4,500	350,000	1,575,000,000	0		
			計			2,330,820,000				計		2,802,600,000	471,780,000			
E 区	富合総合支所	なし				0	D 区	御幸地区 （県道田迎木原線と 神水川尻線の交差 点付近）	新設	用地	6,000	72,000	540,000,000	540,000,000	・各校区からの要望に対し一定の配慮がなされている。 ・区役所位置が主要道路からの交通アクセス良好である。	・区役所が新設となるため、その分費用が生じることとなる。
			建物	4,500	350,000					1,575,000,000	1,575,000,000					
			計		2,115,000,000					2,115,000,000						
				合計（ア）		3,730,820,000					合計（ア）		4,917,600,000	1,186,780,000		

区役所設置にともなう建設費の財源内訳試算等(※概算)				区役所設置にともなう建設費の財源内訳試算等(※概算)			
合併推進債 (イ)		充当率90%	3,357,700,000	合併推進債 (イ)		充当率90%	4,425,800,000
(交付税措置) (ウ)=(イ)×40%		充当率40%	1,343,080,000	(交付税措置) (ウ)=(イ)×40%		充当率40%	1,770,320,000
一般財源 (エ)=(ア)-(イ) ※区役所建設当初必要額		当初所要額	373,120,000	一般財源 (エ)=(ア)-(イ) ※区役所建設当初必要額		当初所要額	491,800,000
将来実質年間負担額(償還金) (オ) ※起債を25年で償還した場合		(イ-ウ) ÷25年	80,584,800	将来実質年間負担額(償還金) (オ) ※起債を25年で償還した場合		(イ-ウ) ÷25年	106,219,200
政令市以降による新たな増加財源 (カ)			10,600,000,000	政令市以降による新たな増加財源 (カ)			10,600,000,000
負担比率 (オ)/(カ) (%)			0.76	負担比率 (オ)/(カ) (%)			1.00

※ 上記の表はあくまで詳細な条件を設定したのではなく仮試算であるが、区役所建設後の負担は毎年度1億強程度と予測される。現在の市民の意向を反映するとともに、将来の効率的行政運営と市域の均衡ある発展を考えた場合、過大な投資とは思えない。

【その他4区とした場合の財政的、人的メリット】

- ① 5区案より区役所数が1つ減ることにより、6区案で懸念されていた職員数の確保にともなう人件費の増加がなくなる。
- ② D区における区役所予定地から現在の南部市民センター、幸田市民センターは近距離となるため、将来的に区役所との機能統合等により縮小も可能と思われ、①の人員余裕とあわせ他の出張所の機能向上に配置が可能となる。

合併新法下における財政措置

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。「合併新法」という。）の下での市町村の合併について以下の財政措置を講じることとしている。

1. 普通交付税による措置

(1) 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

合併後9～5カ年度（平成17・18年度に合併した場合は9カ年度、平成19・20年度は7カ年度、平成21年度は5カ年度）は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。さらに5カ年度は激変緩和措置。

(2) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）

合併後における行政の一体化（基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等）に要する経費等に対する措置。

(3) 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県の構想作成及び市町村合併推進審議会に係る経費、合併のための調査研究・啓発事業等に対する経費を措置。

2. 特別交付税による措置

(1) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置。

(2) 合併移行経費に対する財政措置

合併前に要する電算システムの統合等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置。

(3) 合併支援のための公債費負担の格差是正措置

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の格差に係る利子又は地方債の繰上償還に伴う補償金に対する措置。

(4) 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について措置。

(5) 都道府県が行う合併促進経費に対する財政措置

法定協議会を設置している市町村数に応じ、1市町村当たり300万円を都道府県に対して措置。

3. 合併推進債による措置

○ 合併市町村のまちづくり等に対する財政措置

都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業に対して合併推進債を充当（90％）。元利償還金の40％（ただし、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については50％）を普通交付税措置。

また、都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路事業も対象とし、原則として1合併市町村当たり1事業とする（ただし、地域的な事情は考慮）。